



## キャラクターの使用に係る条件

- 1 関係法令の遵守に努めること。
- 2 第三者がキャラクターに係る権利等を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに大阪南消防局に連絡すること。
- 3 キャラクターを付した商品等の<sup>か</sup>疵<sup>し</sup>により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、大阪南消防組合に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 4 キャラクターの使用に際して、故意または過失により大阪南消防組合に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- 5 キャラクターの使用承認を受けた事項を変更する場合は、使用変更承認等申請書（様式第4号）を大阪南消防局に提出すること。
- 6 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無については、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 7 その他、大阪南消防組合マスコットキャラクター「だいなんくん」の使用取扱要綱（令和7年大阪南消防組合要綱第16号）及び「だいなんくん」キャラクターデザイン使用マニュアルに違反する行為を行わないこと。